

令和元年台風第19号により被災した被保険者に係る保険料減免 取扱要綱

令和元年11月15日
告示第30号

改正 令和2年3月26日 告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第2号）第36条第1項第6号の規定に基づき、令和元年台風第19号により被災した被保険者（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村に住所を有する被保険者に限る。以下「被保険者」という。）に係る保険料を減免する割合及び額に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる保険料)

第2条 減免の対象となる保険料は、被保険者の令和元年度及び令和2年度相当分の保険料で、普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が令和3年3月31日までのものとする。

(保険料の減免)

第3条 保険料を減免する割合及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 同一世帯に属する被保険者の令和2年4月分から同年9月分までの月数に応じて月割で計算した保険料額の全部を免除する。
- (2) 令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯の世帯主の行方が不明である場合 同一世帯に属する被保険者の令和2年4月分から同年9月分までの月数に応じて月割で計算した保険料額の全部を免除する。
- (3) 令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯の世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であり、か

つ、前年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である場合（当該合計所得金額のうち減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得金額（2以上ある場合はその合計額）が400万円を超える場合を除く。）別表第1の対象保険料額について同表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるところにより減額し、又は免除する。

(4) 令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯主の居住する住宅に損害を受けた場合 当該被保険者の令和2年4月分から同年9月分までの月数に応じて月割で計算した保険料額に別表第2左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるところにより減額し、又は免除する。

(5) 令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者（世帯主である被保険者を除く。）の行方が不明である場合 当該被保険者の令和2年4月分から同年9月分までの月数に応じて月割で計算した保険料額の全部を免除する。

2 前項第2号及び第5号に該当する場合であって、令和2年9月30日までの間にその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料を減免の対象とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年10月12日から適用する。

附 則（令和2年告示第6号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分の保険料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

前年中の合計所得金額	対象保険料額	減免割合
300万円以下	被保険者の令和2年4月分から同年9月分までの月数に応じて月割で計算した保険料額	全部
300万円を超え、400万円以下	にその者の属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額	100分の80
400万円を超え、550万円以下	(2以上ある場合はその合計額)の割合を乗じて得た額	100分の60
550万円を超え、750万円以下		100分の40
750万円を超え、1,000万円以下		100分の20

備考 事業等の廃止や失業の場合の減免割合は、前年の合計所得金額にかかわらず、全部とする。

別表第2 (第3条関係)

損害程度	減免割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	100分の50
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	100分の50

備考 長期避難世帯(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに該当する世帯をいう。)の世帯主については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。

別表第1 (第3条関係)

前年中の合計所得金額	対象保険料額	減免割合
300万円以下	被保険者の災害救助法が適用された日以後に到来する納期	全部

300万円を超え、 400万円以下	分の保険料額にその者の属する世帯の世帯主及び当該世帯	100分の80
400万円を超え、 550万円以下	に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額に占める減少することが見	100分の60
550万円を超え、 750万円以下	込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額	100分の40
750万円を超え、 1,000万円以下		100分の20

備考 事業等の廃止や失業の場合の減免割合は、前年の合計所得金額にかかわらず、全部とする。

別表第2（第3条関係）

損害程度	減免割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	100分の50
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	100分の50

備考 長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の世帯主については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。